



各 位

会社名 ア マ ノ 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役社長 中 島 泉  
(コード番号 6 4 3 6 東証第一部)  
問合せ先 執行役員  
経営企画本部長 井 原 邦 弘  
(TEL. 0 4 5 - 4 3 9 - 1 5 9 1)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年4月25日開催の取締役会において、平成28年6月29日開催予定の当社第100回定時株主総会に「定款一部変更の件」の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上及び公告手続合理化のため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。
  - (2) インターネットの普及を考慮し、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるよう変更案第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
  - (3) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、会社法条文の項数に変更があったため、変更案第35条第3項に所要の変更を行うものであります。
  - (4) 取締役及び執行役員などの幅広い人材から当社において最適な経営体制の機動的な構築を可能とするために現行定款第21条2項の変更を行うものであります。
- また、上記（2）の条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(公告方法) 第4条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(新設)</p> <p>第14条～第20条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役社長1名</u>を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条～第33条 (条文省略)</p> <p>(監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(公告方法) 第4条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第15条～第21条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役又は執行役員から社長1名</u>を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条～第34条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の任期) 第35条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>3. 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第35条～第50条 (条文省略)</p>	<p>3. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>第36条～第51条 (現行どおり)</p>

### 3. 日程

取締役会決議	平成28年4月25日
定款変更のための株主総会開催日	平成28年6月29日
定款変更の効力発生日	平成28年6月29日

以 上